

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、京丹波町の発注する公共事業の施行に必要な土地等の取得等に伴い必要となる用地測量及び建物・工作物（以下「物件」という。）の調査並びに土地・物件に関する各種権利の調査（以下「用地測量業務」という。）の仕様を示すもので、本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「測量業務共通仕様書（案）（平成13年1月京都府）及び国土交通省公共測量作業規定及び同運用基準」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

(提出書類)

第2条 乙は、用地測量等の着手に先立って契約締結後遅滞なく必要な書類を整えて、監督員を経て甲に提出しなければならない。

2 乙は、用地測量等が完了したときは、速やかに関係図書を点検整備し、必要な書類を整えて、監督員を経て甲に提出しなければならない。

(業務報告等)

第3条 乙は、用地測量等の実施に先立ち、実施計画書等の作成を行い主任技術者立会いのうえ監督員と協議し、指示を受けなければならない。この場合に、協議及び指示事項で、甲又は乙のいずれかが特に必要と認めた事項については、書面より記録するものとする。

(検査)

第4条 乙は、検査員が用地測量等の完了検査を行うときは、主任技術者を立ち合わせなければならない。

2 乙は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査員から指示があったときは、速やかにその指示に従わなければならない。

(成果品)

第5条 報告書は、2部作成し、原稿一式、原図一式を添えて提出するものとする。

2 共通仕様書等に定めるもののほか、「打合せ記録簿」を提出するものとする。

3 成果品については、別添「成果品一覧表」に定めるものを提出するものとする。

(疑義)

第6条 乙は、用地測量等の実施に当たり、疑義が生じたときは、主任技術者の立会いのうえ監督員と協議しなければならない。この場合に、甲又は乙のいずれかが特に必要と認めた事項については、書面により記録するものとする。

第2章 土地測量

(復元測量)

第7条 乙は、土地の境界確認先立ち、監督員の指示により関係人に立会いを求め、調査区域内の土地について権利者及び地番地目ごとに境界を確認し、境界杭等の打設を行うものとする。ただし、既に明確な境界票等が設置してあり、監督員が打設不要と指示する箇所については、この限りではない。

2 前号に規定する杭は、原則としてプラスチック杭とする。

3 乙は、前項において関係人の立会いを得たときは、土地境界立会確認書に確認を行った者の署名を求めるものとする。

4 乙は、前項に規定する確認が得られない場合は、すみやかに監督員の指示を受けるものとする。

(境界確認)

第8条 乙は、土地の測量に先立ち、監督員の指示により関係人に立会いを求め、調査区域内の土地について権利者及び地番地目ごとに境界を確認し、境界杭等の打設を行うものとする。ただし、既に明確な境界標等が設置してあり、監督員が打設不要と指示する箇所については、この限りでない。

2 前号に規定する杭は、原則としてプラスチック杭とする。

- 3 乙は、前項において関係人の立会いを得たときは、土地境界立会確認書に確認を行った者の署名をを求めるものとする。
- 4 乙は、前項に規定する確認が得られない場合は、すみやかに監督員の指示を受けるものとする。

(補助基準点測量)

第9条 乙は、国等が設定した基準点及び京丹波町の行う工事等により設定した基準点等(以下「基準点」という。)を基準として、境界測量が実施できるよう用地測量のための基準点(以下「補助基準点」という。)を設置し、その位置を定める作業(以下「補助基準点測量」という。)を行うものとする。

- 2 補助基準点測量は、原則として基準点及び補助基準点に基づき結合多角方式、閉合多角方式、三角方式及び単路線方式又はこれらの混合方式によるものとする。
- 3 補助基準点には連番を付するものとし、できるだけ起業地外で道路、橋梁部、鉄塔等の恒久物点を選定するものとする。なお、補助基準点を設置することなく境界測量が可能な場合は、監督員の指示により補助基準点測量を省略できるものとする。

(境界測量等)

第10条 乙は、あらかじめ、用地幅杭及び境界杭等の位置を確認し、各筆ごとに測量(以下「境界測量」という。)するものとする。ただし、一筆の土地の一部に他の部分と異なる地目の土地があるとき、又は一筆の土地若しくは一筆の土地のうち、同一の地目の土地の一部に他の部分と異なる権利が設定されているときは、それぞれ異なる地目の土地ごと又は異なる権利が設定されている土地ごとに測量するものとする。

- 2 前項の場合において、土地に付属するあぜ、みぞ、その他これらに類するものがあるときは、これらを主たる地目の土地に含めて測量するものとする。
- 3 乙は、調査区域内の土地が一筆の土地又は同一の所有者に属する一団の土地の一部であるときは、当該土地の残地を当該土地とあわせて測量するものとする。ただし、監督員がその必要がないと指示したときは、この限りでない。
- 4 乙は、調査区域内の土地の隣接土地のうち、監督員が必要があると指示したものを調査区域内の土地とあわせて測量するものとする。
- 5 境界測量は、基準点から放射法により、各筆界点を測定する。また、これにより難しい場合は、補助基準点測量に準ずる方法で測量するものとする。
- 6 各筆界点には、連番を付するものとする。
- 7 乙は、土地の測量に当たって建物等の主要な物件の位置をあわせて測量(以下「用地現況測量」という。)するものとする。

(用地境界仮杭の設置)

第11条 乙は、土地の測量に係る土地を取得又は使用するに当たり分筆を要する場合、当該土地のうち取得又は使用する部分とそれ以外との境界に、測量済みの成果等に基づき、現地に用地境界仮杭の設置を次の各号により行わなければならない。

- 一 原則として、関連する権利者の立会いのうえ行う。
- 二 用地境界仮杭は、原則としてプラスチック杭とする。

(土地の面積)

第12条 乙は、第19条の測量結果を基に、座標求積により土地の面積を求め、面積計算表を作成しなければならない。

- 一 土地の面積を求める範囲は、原則として取得又は使用する土地の区域(以下「取得等の区域」という。)とする。なお、一筆の土地が取得等の区域線にまたがる場合において、当該土地と連続して所有者及び使用者を同じくし、かつ、同一使用目的に供されている2筆以上の土地及び借地権等の目的となっている一段の土地にあつては、当該土地全部をその範囲に含めるものとする。
- 二 土地の面積は、一筆ごとに求めるものとする。
 - 2 土地の面積は、平方メートルを単位として定め、1平方メートルの100分の1未満の端数は、切り捨てるものとする。

なお、計算の表示単位及び桁数は次のとおりとする。

- イ 各辺長m単位小数点以下3けた
- ロ 境界辺長m単位小数点以下3けた
- ハ 乗積及び合計㎡単位小数点以下6けた
- ニ 面積㎡単位小数点以下7けた

4 乙は、土地の面積計算を終了したときは、各筆の所有者又は所有権以外の権利者ごとに土地調査表及び用地実測図等の内容を整理して取得用地一覧表を作成するものとする。

(用地実測図)

第13条 乙は、第19条の測量に基づき、縮尺500分の1を標準として用地実測図を作成するものとする。

2 前項の用地実測図の作成に当たっては、用地実測図及び用地平面図表示記号に掲げるところにより表示するものとする。なお、測量に係る土地を取得又は使用するに当たり分筆を要するものであり、かつ、当該土地に境界標がない場合においては、当該境界線標の表示に代えて当該土地のうち取得又は使用する部分とそれ以外の部分との境界に存する適宜の境界点と近傍の恒久的地物との距離、角度等の位置関係を記入するものとする。

3 用地実測図には、業務名、方位、縮尺、測量年月日、市町村名、大字名、字名、及び地番等を記入し、乙の記名及び土地の測量に従事した者の記名押印をするものとする。

4 用地実測図には、第19条第7項に規定する用地現況測量に基づく建物等の主要な物件の位置を表示するものとする。

(用地平面図、確定図等)

第14条 乙は、用地実測図を基に、用地実測図各葉について連続させた用地平面図等を作成するものとする。

2 用地平面図には、面積計算及び計測距離等は表示しないものとする。

3 用地実測図を基に、基準点、補助基準点、中心杭、用地幅杭、筆界点の連番、方向角、辺長、座標値等の確定した数値(残地等を含む。)を記入した図面(以下「確定図」という。)を作成するものとする。

(土地現地調査書)

第15条 乙は、土地現地調査書及び添付図面を作成するものとする。

(土地確認書)

第16条 乙は、第2章に定める業務の成果品により、土地確認書を作成するものとする。

用地測量 成果品一覧

項 目	基準又は様式等
<p>1 測量成果</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 境界確定図(2) 境界等の写真 <p>2 管理資料</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 用地測量協議（報告）書(2) その他の資料 <p>※ 調書・図面原図等の成果品は電子記憶媒体（MO・CD-ROM等）において提出する。</p>	<p>図面データは DXF 形式を基本とする。</p>